



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 オーエム計画株式会社  
代表者名 代表取締役 石原 信也  
(コード番号・2401)  
問合せ先  
役職・氏名 財務担当取締役 飯田 祥久  
電 話 053-488-1553

## 定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 21 年 6 月 16 日開催予定の定時株主総会におきまして、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 合併契約書承認に伴う変更の理由

平成 21 年 7 月 1 日（水）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、OMソーラー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを前提条件といたしまして、当該合併の効力発生日をもちまして、以下のとおり所要の変更を行うものであります。また、変更に伴い、附則をもって効力発生時期を明確にするものです。

- ① 今後の企業イメージ刷新を目的として商号変更を行うため、現行定款第 1 条（商号）につき所要の変更を行うものであります。
- ② 合併に伴い事業目的の統合化を図るため、今後の事業展開を勘案したうえで、現行定款第 2 条（目的）につき所要の変更を行うものであります。
- ③ 合併に伴い組織体制強化を目的とした取締役の増員を図るにあたり、選任された取締役が職務の遂行にあたって期待される役割を果たし得るためにも有益であると判断したため、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、変更案第 38 条を新設するものであります。
- ④ 上記③の新設に伴う以下条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則  (商号) 第 1 条 当社は、 <u>オーエム計画株式会社</u> と称し、 英文では、 <u>OM Environmental Planning, inc.</u> と表示する。  (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的と する。	第 1 章 総 則  (商号) 第 1 条 当社は、 <u>OM ソーラー株式会社</u> と称し、 英文では、 <u>OM Solor, inc.</u> と表示する。  (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的と する。

1. 環境共生建築の普及の拡大・技術の向上に関する事業  
(新 設)

2. 環境共生建築に関する研究・開発・計画・設計の事業

3. 環境共生建築に関する情報収集と提供・教育講習・出版の事業

4. 環境共生建築に関する計測・分析・解析・性能予測とその診断の事業

5. 環境共生建築に関する国内外の交流促進の企画事業

6. 環境共生建築の資材に関する開発・製造・販売及びリース業務

7. 建築業

8. 住宅の瑕疵保証及び瑕疵等に関する保証に伴う事務処理の請負業務

9. 住宅ローン融資及び住宅ローン融資の斡旋、保証並びに代行業務

10. 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証並びにクレジットカードの取扱業務、金銭消費貸借契約の事務代行業務

11. 住宅工事に伴う金銭の収受、生産、支払、集金の代行業務

12. 損害保険代理業

13. 前記各事業の受託業務

14. 上記各項に関連するコンサルタント業務

15. 前各項に附帯する一切の業務

(中 略)

第4章 取締役及び取締役会

第27条 }  
( ) } (条文省略)  
第37条 }

(新 設)

1. 環境共生建築の普及の拡大・技術の向上に関する事業

2. 環境共生建築を進める地域工務店の活性化・組織化に関する企業経営事業

3. 環境共生建築に関する研究・開発・計画・設計の事業

4. 環境共生建築に関する情報収集と提供・教育講習・出版の事業

5. 環境共生建築に関する計測・分析・解析・性能予測とその診断の事業  
(削 除)

6. 環境共生建築の資材に関する開発・製造・販売及びリース業務

7. 建築業

8. 住宅の瑕疵保証及び瑕疵等に関する保証に伴う事務処理の請負業務

9. 住宅ローンの相談及び取次ぎ業務  
(削 除)

10. 住宅工事に伴う金銭の収受、清算、支払、集金の代行業務

11. 損害保険代理業

12. 前記各事業の受託業務

13. 上記各項に関連するコンサルタント業務

14. 前各項に附帯する一切の業務

(中 略)

第4章 取締役及び取締役会

第27条 }  
( ) } (現行どおり)  
第37条 }

(取締役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第5章 監査役	第5章 監査役
第 <u>38</u> 条 } \ } (条文省略) 第 <u>41</u> 条 }	第 <u>39</u> 条 } \ } (現行どおり) 第 <u>42</u> 条 }
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>42</u> 条 } \ } (条文省略) 第 <u>45</u> 条 }	第 <u>43</u> 条 } \ } (現行どおり) 第 <u>46</u> 条 }
第7章 情報開示	第7章 情報開示
第 <u>46</u> 条 (条文省略)  (新 設)  (新 設)  (新 設)	第 <u>47</u> 条 (現行どおり)  附 則  <u>第1条</u> 本定款の変更は、平成21年7月1日に効力を発生する。 <u>第2条</u> 前条及び本条は、附則第1条の効力発生日をもって削除する。

以 上